

新型コロナウイルス感染症に学生が感染した場合の対応マニュアル

1. 感染の連絡の対応

- (1) 学生の感染について保健所からの連絡を学生課学生係（042-443-5087）で受ける。
又は、感染が判明した学生からの報告を学生課学生係（042-443-5087）で受ける。
(確認事項)
 - 発症者の氏名、学籍番号
 - 発症日時
 - 主な症状（発熱、嘔吐、咳、息苦しさ）
 - 現在の状況と処置内容（医療機関名、自宅待機等）
 - 発症2日前以降の行動、濃厚接触者の有無等（出席していた授業、研究室、課外活動）
- (2) 学生課は保健管理センター（042-443-5098）に電話で報告する。

2. 被害の拡大防止

- (1) 感染者が発生した場合、学生課は以下の者を招集し、感染拡大防止のための措置等について検討を行う。
学長、理事、教育担当副学長、学生支援担当副学長、保健管理センター長、学域長、研究科長、保健管理センター医師、学務部長、教務課長、学生課長
- (2) 臨時休業について
学生の感染が判明した場合には、症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に判断し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の必要性について保健所と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。
- (3) 臨時休業決定の場合、期間中は部活動等も活動禁止とし、学内に出入りできる者を必要最小限に留める（期間中の門扉は平常の夜間時と同じ）
- (4) 臨時休業決定の場合の周知は以下の区分により行う。
 - ①学生（WEB掲載：学生課、休講情報：教務課）
 - ②発症者 出席停止（学校保健安全法第19条）の連絡（教務課）
 - ③教職員（WEB掲載及びメール連絡：総務企画課／学生課）
 - ④非常勤講師（教務課）
 - ⑤学外（保護者）（WEB掲載：学生課）
- (5) 濃厚接触者の特定及び対応
 - ①保健所が行なう濃厚接触者の調査に協力する。感染した学生の行動記録（授業への出席、研究室の滞在時間、着座位置）

※感染した学生が発症している場合は発症2日前、無症状の場合は検査の日の2日前から以下の接触のあった場合

①必要な感染予防策をせずに手で触れる

②対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった

②濃厚接触者へ、学生課から連絡する。

1) 当面の間、出席停止とすること。（学長の承認）

2) 保健所の指示にしたがうこと。（接触した後14日間は、健康状態に注意を払い、不要不急の外出は控える。）

3) 感染症と診断（疑いでも）されたら学生課学生係に報告すること。

（6）施設の消毒について

感染者が使用した施設を立ち入り禁止とし、保健所の指示に基づき消毒を行う。

（管財係）

（7）五思寮、UEC学生寮ドーム友達から感染者が出た場合

感染者を西11号館職員研修所に一時退避させ、感染者が使用した施設の共用部分を立ち入り禁止とし、保健所の指示に基づき消毒を行う。（学生課）

3. 臨時休業に伴う補講措置の検討（教務課）

4. 報道対応

①対応責任者：担当理事

②対応部署：広報・基金・卒業生室／学生課（保健管理センターの協力）

③対応内容：発症者数、臨時休業の期間等

5. 文科省への報告（学生課）

6. その他

（1）非常勤講師控室に感染症対応による臨時休業があり得るので随時HPの確認を願う旨を掲示する。（教務課）

（2）教務課に提出される欠席届で感染症と思われる欠席理由が出された場合は、学生課学生係及び保健管理センターに報告する。